

# 第 14 章 建設業

## 第 1 節 建設業の振興

### 1 建設業の現状

建設業は、社会資本整備の担い手としてますます重要となっており、雇用の場としても大きな役割を果たしていますが、その構造をみると、中小零細業者が多く、経営状況の改善や労働条件が立ち遅れています。

建設業を、技術と経営に優れた労働者に魅力ある産業として発展させるため、企業の自助努力を促しながら、合併等により企業体質の改善及び技術の向上を目指す県内建設業者を支援するとともに、労働環境の改善、元請・下請関係の適正化等に努めています。

#### ◆全産業に占める建設業の位置

(単位：億円、人、%)

	全産業	うち建設業(構成比)
総生産(名目)	38,343	3,405 (8.9)
雇用者数(県内・就業地ベース)	478,899	65,017 (13.6)
就業者数(県内・就業地ベース)	579,895	76,914 (13.3)

注)「平成15年度秋田県県民経済決算年報」(平成17年10月発行)による。

#### ◆建設業の許可業者数

区分	年									
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
知事	5,670	5,696	5,680	5,570	5,396	5,373	5,308	5,130	4,920	
大臣	62	64	63	61	58	61	61	58	57	
計	5,732	5,760	5,743	5,631	5,454	5,434	5,369	5,188	4,977	

注) 各年3月31日現在の業者数である。

#### ◆資本金階層別許可業者数(平成19年3月31日現在)

個人	法人						小計	合計
	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上			
1,450 (29.1%)	24	1,260	743	1,426	74	3,527 (70.9%)	4,977	
	2,734 (54.9%)		2,243 (45.1%)				(100.0%)	

### 2 建設業の構造改革の推進

建設業の構造改革を推進するために、「建設産業構造改善推進プログラム2004」をふまえて、人を大切にする建設産業を目指して、次の事業を推進しているところです。

- ア. 生産性の向上
- イ. 建設生産システムにおける合理化の推進
- ウ. 不良不適格業者の排除
- エ. 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善

## 第2節 入札参加資格審査

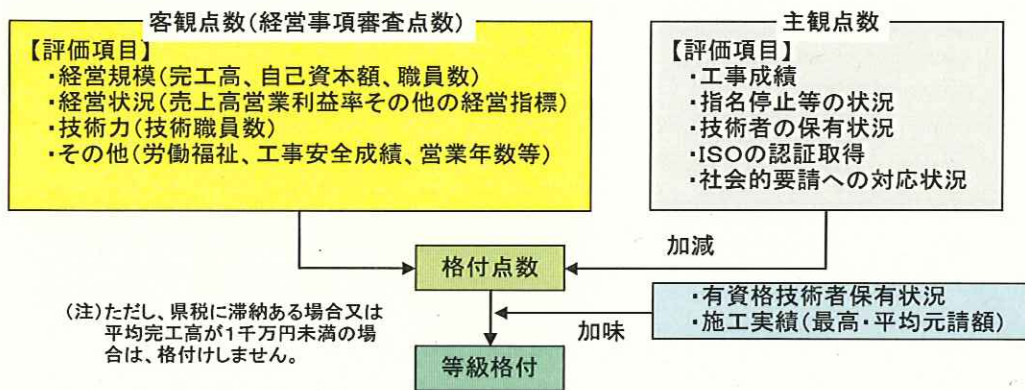
### 1 入札参加資格審査(等級格付)の仕組み

発注する建設工事の規模や難易度等に見合う能力を有する建設業者を効率的に選定するために、あらかじめ入札参加資格審査(等級格付)を行っています。

県内業者については、建設業法に基づく経営事項審査による点数(客観点数)に、工事成績や指名停止等の状況による点数(主観点数)を加減した点数(格付点数)を基礎として、有資格技術者保有状況や施工実績(最高元請額・平均元請額)等も加味して、等級格付しています。また、県外業者については、経営事項審査による点数を基礎として等級格付しています。

いずれも、2年に1回の等級格付(格付のない者等についてはその中間年に格付け)となっています。

【 等級格付の仕組み(県内業者の場合) 】



### 2 等級・工事別格付業者数(平成19年5月1日現在)

#### ①県内業者

等級	工種						計
	一般土木	建築一式	電気	給排水	その他		
A級	226	74	73	89	515	977	
B級	268	81	89	126	155	719	
C級	451	192	-	-	-	643	
計	945	347	162	215	670	2,339	

#### ②県外業者

A級	193	87	131	115	666	1,192
合計	1,138	434	293	330	1,336	3,531

### 3 年度別格付業者数

区分	工種	12	13	14	15	16	17	18	19
		県内	業者実数	1,851	1,825	1,880	1,812	1,852	1,659
	業者延数	2,532	2,562	2,654	2,630	2,708	2,489	2,517	2,339
県外	業者実数	745	702	730	719	739	660	675	576
	業者延数	1,716	1,628	1,663	1,555	1,579	1,377	1,405	1,192

注)業者延数とは、工種毎の格付業者数を単純合計したものをいいます。

### 第3節 入札・契約制度

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨等も踏まえ、「透明性の確保」、「公正競争の促進」、「不正行為の排除」及び「適正な施工の確保」等を基本として、入札・契約制度の適正化に努めています。

<p>透明性の確保 (情報の公表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事の発注見通しの公表(予定価格250万円超の工事について、原則4月、7月、10月及び1月に公表。インターネットでも公表)</li> <li>②入札参加資格者、資格者名簿及び指名基準の公表(随時)</li> <li>③業者選定経緯及び入札結果の公表(250万円超の工事について、契約後に公表。インターネットでも公表)</li> <li>④契約の相手方、内容等の公表(③に同じ)</li> <li>⑤予定価格の公表(4千万円以上は入札前に公表、その他(250万円超4千万円未満)は抽出試行)</li> <li>⑥低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表(③に同じ)</li> <li>⑦低入札価格調査結果の概要の公表(契約後に公表)</li> <li>⑧その他入札契約制度に関する要綱、要領等の公表 など</li> </ul>																				
<p>公正な競争の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①入札参加意欲のある業者を公募するタイプの入札方式の導入</li> </ul> <table border="1" data-bbox="518 929 1412 1108"> <thead> <tr> <th>入札方式</th> <th>対象工事 (原則)</th> <th>指名対象地域 (原則)</th> <th>主な入札参加要件 (原則)</th> <th>18年度 件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札</td> <td>24. 1億円以上</td> <td>制限なし</td> <td>・特定A級 ・技術者専任配置</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公募型指名競争入札</td> <td>3億円以上 24. 1億円未満</td> <td>全県</td> <td>・経費点数 ・同種工事施工実績</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>簡易公募型指名競争入札</td> <td>0. 4億円以上 3億円未満</td> <td>1億円以上:全県 1億円未満:地域振興局単位</td> <td>・A級 ・技術者専任配置等</td> <td>578</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)0.4億円未満の工事については、通常の指名競争入札が実施されている。 (注2)19年度から公募型及び簡易公募型指名競争入札に替えて条件付き一般競争入札が導入されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②民間技術力を活用する入札方式(VE方式、設計・施工一括発注方式、総合評価落札方式)の施行</li> <li>③指名基準(発注標準等)の適切な運用、経常JV制度の活用</li> <li>④見積内訳書の提示(原則4千万円以上)</li> <li>⑤指名に関する説明要求、回答の仕組みの措置(同)</li> </ul>	入札方式	対象工事 (原則)	指名対象地域 (原則)	主な入札参加要件 (原則)	18年度 件数	一般競争入札	24. 1億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置	0	公募型指名競争入札	3億円以上 24. 1億円未満	全県	・経費点数 ・同種工事施工実績	10	簡易公募型指名競争入札	0. 4億円以上 3億円未満	1億円以上:全県 1億円未満:地域振興局単位	・A級 ・技術者専任配置等	578
入札方式	対象工事 (原則)	指名対象地域 (原則)	主な入札参加要件 (原則)	18年度 件数																	
一般競争入札	24. 1億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置	0																	
公募型指名競争入札	3億円以上 24. 1億円未満	全県	・経費点数 ・同種工事施工実績	10																	
簡易公募型指名競争入札	0. 4億円以上 3億円未満	1億円以上:全県 1億円未満:地域振興局単位	・A級 ・技術者専任配置等	578																	
<p>不正行為の排除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①談合情報対応マニュアルによる談合情報への厳正な対応(公正取引委員会との連携)</li> <li>②談合、一括下請負等の不正行為に対する厳正な処分等(指名停止、建設業法上の監督処分)</li> </ul>																				
<p>適正な施工の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発注者支援データベースシステムによる技術者専任配置の確認</li> <li>②建設工事の施工体制点検等実施要領に基づく立入検査の実施</li> <li>③工事成績評価の実施(500万円以上の工事)、評価結果の受注者に対する通知</li> <li>④工事成績評価結果等の入札参加資格審査(格付け)への反映</li> <li>⑤低入札価格調査制度の厳正な実施(原則4千万円以上) <ul style="list-style-type: none"> <li>・失格判断基準の設定、業者に対するヒアリング、資料徴取</li> <li>・秋田県入札制度適正化推進委員会の意見聴取</li> <li>・履行保証割合の引き上げ</li> <li>・受注者側技術者の増員配置</li> <li>・落札業者の施行体制の点検強化</li> <li>・工事コスト調査</li> </ul> </li> </ul>																				